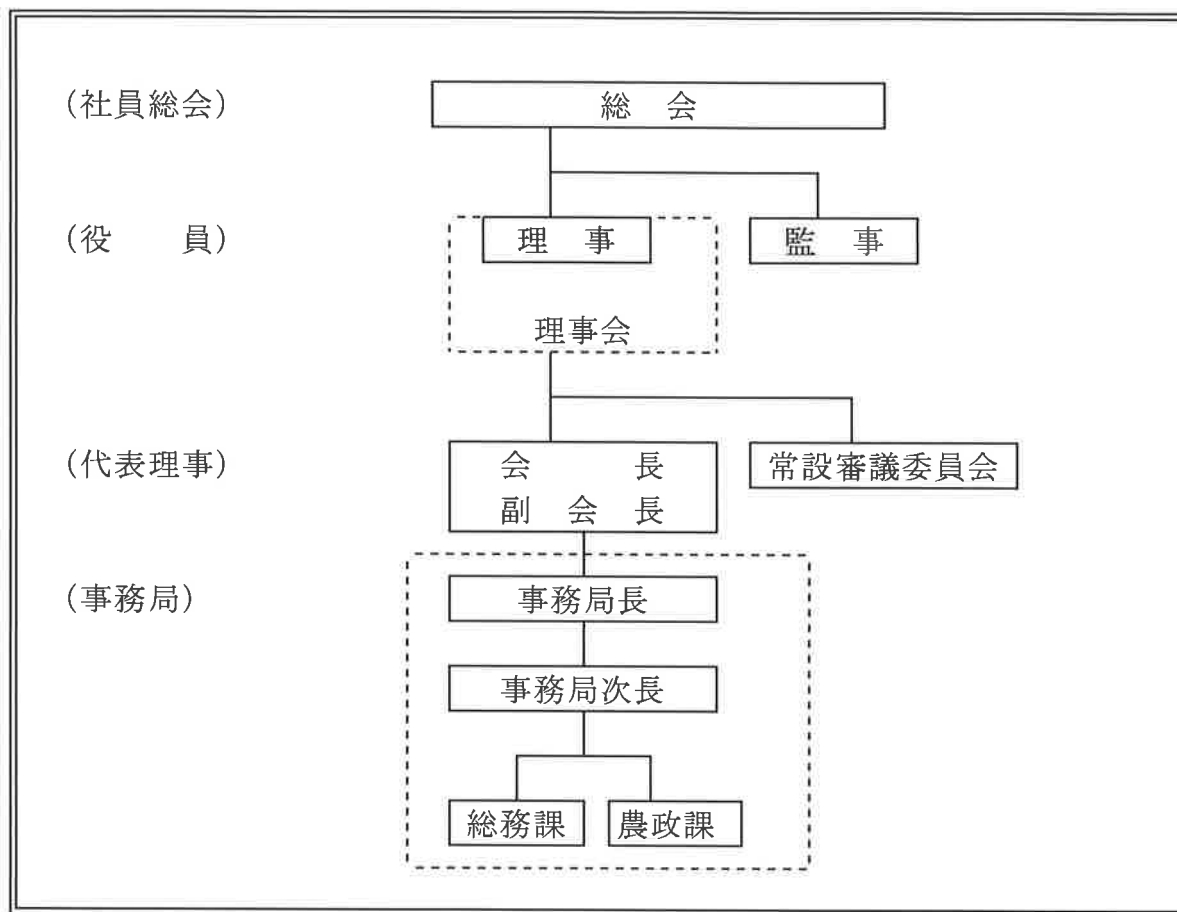


【別 図】

〔 一般社団法人富山県農業会議 機構図 〕



・ 会議の開催

総会 年 2 回（6 月、3 月）

理事会 年 4 回

常設審議委員会 年 1 2 回

・ 職務、役割

会長

法人を代表しその業務を執行する

理事会

法人の業務執行に係る基本的な事項を決定する

常設審議委員会

農業委員会法に規定する農地法その他関係法令の規定による処理等を決定する

事務局長

会長の命を受け事務を掌理する